

生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第 49 条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。

⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号ロ(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(2)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(2)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(2)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、上記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。

⑥ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6 ⑥を準用されたい。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分(病院療養型の場合は「Ⅲ」)を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生大臣が定める地域～
人口 5 万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項に規定する辺地

三 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2

生省令第 50 号)第 49 条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第 49 条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。

⑤ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 2 号ロ(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(2)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(2)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(2)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と、同号ロ(2)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、上記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。

⑥ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5 ⑤を準用されたい。

⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。

ア 医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も右にある配置区分(病院療養型の場合は「Ⅳ」)を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。

～厚生大臣が定める地域～
人口 5 万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

一 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 2 条第 1 項に規定する辺地

三 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村

四 過疎地域活性化特別措置法(平成 2 年法律第 15 号)第 2 条第

条第1項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員(看護婦・看護士の員数の看護職員の必要数に対する割合が2割未満の場合を含む。)については、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑧ 「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成12年厚生省告示第31号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。)第5号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第6号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第7号イに該当する場合は「総合リハビリテーション施設」を、同号ロに該当する場合は「理学療法Ⅱ」を、同号ハに該当する場合は「作業療法Ⅱ」を、同号ニに該当する場合は「理学療法Ⅲ」を、第8号に該当する場合であつて「特定診療費の算定に関する留意事項について」(平成〇〇年老健第〇〇号)の施設基準11(1)に該当する場合は「言語聴覚療法Ⅰ」を、同11(2)に該当する場合は「言語聴覚療法Ⅱ」を、第9号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、上記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、②から⑤、⑦(介護支援専門員に係る届出を除く。)、⑧及び⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。

12 短期入所療養介護(診療所療養型)

① 「人員配置区分」については、26号告示第5号ハ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。

② 「療養環境基準」については、26号告示第8号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準

1項に規定する過疎地域

イ 看護職員及び介護職員の欠員(看護婦・看護士の員数の看護職員の必要数に対する割合が2割未満の場合を含む。)については、人員配置区分欄の最も右にある配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。

⑧ 「特定診療費項目」については、厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準(平成12年2月厚生省告示第31号。以下「特定診療費に係る施設基準」という。)第1号に該当する場合は「感染対策指導管理」と、第2号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第3号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑨ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第4号イに該当する場合は「総合リハビリテーション施設」を、同号ロに該当する場合は「理学療法Ⅱ」を、同号ハに該当する場合は「作業療法Ⅱ」を、同号ニに該当する場合は「理学療法Ⅲ」を、第5号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、上記に掲げるもののほか、厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年2月厚生省告示第30号。以下「30号告示」という。)に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。

⑩ 「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、②から⑤、⑦(介護支援専門員に係る届出を除く。)、⑧及び⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。

11 短期入所療養介護(診療所療養型)

① 「人員配置区分」については、26号告示第4号ハ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。

② 「療養環境基準」については、26号告示第7号イに該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準

用されたい。

- ④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑧を準用されたい。
 - ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑨を準用されたい。
 - ⑥ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、①、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とすること。
- 13** 短期入所療養介護(痴呆疾患型)
- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
 - ② 「人員配置区分」については、26号告示第5号ニ(1)から(3)のいずれか該当するものを記載させること。
 - ③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。
 - ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑦を準用されたい。
 - ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第9号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。
 - ⑥ 「介護療養型医療施設」の「痴呆疾患型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とすること。

14 短期入所療養介護(基準適合診療所型)

「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。

用されたい。

- ④ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑧を準用されたい。
- ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑨を準用されたい。
- ⑥ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、①、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とすること。

12 短期入所療養介護(痴呆疾患型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、26号告示第4号ニ(1)から(4)のいずれか該当するものを記載させること。
- ③ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。
- ④ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑦を準用されたい。
- ⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第5号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、30号告示に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。
- ⑥ 「介護療養型医療施設」の「痴呆疾患型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑤については内容が重複するので、届出は不要とすること。

13 短期入所療養介護(基準適合診療所型)

「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5⑤を準用されたい。

14 短期入所療養介護(介護力強化型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、26号告示第4号ホ(1)から(4)のいずれか該当するものを記載させること。
- ③ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第2号ハ(1)に該当する場合は「基準型」と、同号ハ(2)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ハ(2)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同

号ハ(2)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と、同号ハ(2)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、上記に該当しない場合は「減算型」と記載させること。

④ 「送迎体制」については、通所介護と同様であるので、5 ⑤を準用されたい。

⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑦を準用されたい。

⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑧を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。

⑧ 「介護療養型医療施設」の「介護力強化型」に係る届出をした場合は、②、③、⑤(介護支援専門員に係る届出を除く。)、⑥及び⑦については内容が重複するので、届出は不要とすること。

15 痴呆対応型共同生活介護

① 「夜間ケア」については、人員配置の状況に係る書類に加えて、(別紙 10)「夜間ケアの基準に係る届出書」を添付させること。なお、当該事業所が複数の共同生活住居を有している場合は、共同生活住居ごとに人員配置に係る書類を添付すること。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか 1 つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護従業者」と記載させること。

16 特定施設入所者生活介護

① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

17 居宅介護支援

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 ②を準用されたい。

18 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指

「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 157 条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか 1 つにでも職員の欠員が生じている場合は「2 介護従業者」と記載させること。

16 特定施設入所者生活介護

① 「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注 2 に該当する場合に「あり」と記載させること。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第 175 条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。

17 居宅介護支援

「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、2 を準用されたい。

18 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、26 号告示第 8 号イに該当する場

定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）
 第 38 条に規定する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないものうち、26 号告示第 9 号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のうち、26 号告示第 9 号ホに該当する場合は「小規模生活単位型介護福祉施設」と、同号へに該当する場合は「小規模生活単位型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第 50 条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の場合については、入所員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「小規模生活単位型介護福祉施設」又は「小規模生活単位型介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

② 「人員配置区分」については、「施設等の区分」について「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と記載する施設にあつては、「介護福祉施設」については 26 号告示第 9 号イ(1)から(3)のいずれか該当するものを、「小規模介護福祉施設」については同号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを、それぞれ記載させること。

③ 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑤ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 7 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 1 号ロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

⑦ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 8 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「居住費対策」については、26 号告示第 11 号に該当する場合に「対応可」と記載させること。

⑨ 「職員の欠員による減算の状況」については、27 号告示第 7 号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。

合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と記載させること。

② 「人員配置区分」については、「介護福祉施設」については 26 号告示第 8 号イ(1)から(3)のいずれか該当するものを、「小規模介護福祉施設」については同号ロ(1)から(3)のいずれか該当するものを、それぞれ記載させること。

③ 「機能訓練指導体制」については、施設サービス単位数表注 3 に該当する場合に「あり」と記載させること。

④ 「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注 4 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑤ 「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注 5 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑥ 「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第 1 号ロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。

⑦ 「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注 6 に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑧ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39

号)附則第2条及び第3条の規定により読み替えて適用される同令第2条に定める員数を配置していない場合に記載させること。

19 介護老人保健施設

- ① 「人員配置区分」については、26号告示第9号イ又はロのいずれか該当するものを記載させること。
- ② 「リハビリテーション機能強化」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、9②を準用されたい。
- ③ 「痴呆専門棟」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、9③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、9④を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第2条及び第3条の規定により読み替えて適用される同令第2条に定める員数を配置していない場合に記載させること。

20 介護療養型医療施設(療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10②を準用されたいこと。
- ③ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑤を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、

⑩ 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

19 介護老人保健施設

- ① 「人員配置区分」については、26号告示第12号イ又はロのいずれか該当するものを記載させること。
- ② 「リハビリテーション機能強化」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10②を準用されたい。
- ③ 「痴呆専門棟」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10③を準用されたい。
- ④ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護老人保健施設型)と同様であるので、10④を準用されたい。
- ⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)に規定する員数を配置していない場合に記載させること。

20 介護療養型医療施設(療養型)

- ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。
- ② 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11②を準用されたいこと。
- ③ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11③を準用されたい。
- ④ 「医師の配置基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11④を準用されたい。
- ⑤ 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑤を準用されたい。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、

人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。

⑦ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。

⑧ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

21 介護療養型医療施設(診療所型)

① 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12 ①を準用されたい。

② 「療養環境基準」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、12 ②を準用されたい。

③ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑧を準用されたい。

④ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑨を準用されたい。

22 介護療養型医療施設(痴呆疾患型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、11 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設(療養型)と同様であるので、20 ⑥を準用されたい。

③ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(痴呆疾患型)と同様であるので、13 ⑤を準用されたい。

人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。

⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑧を準用されたい。

⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。

21 介護療養型医療施設(診療所型)

① 「人員配置区分」については、短期入所療養介護(診療所療養型)と同様であるので、11 ①を準用されたい。

② 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑧を準用されたい。

③ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑨を準用されたい。

22 介護療養型医療施設(痴呆疾患型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設(療養型)と同様であるので、20 ⑤を準用されたい。

③ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護(痴呆疾患型)と同様であるので、12 ⑤を準用されたい。

23 介護療養型医療施設(介護力強化型)

① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

② 「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護(介護力強化型)と同様であるので、14 ③を準用されたい。

③ 「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護(病院療養型)と同様であるので、10 ⑦を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設(療養型)と同様であるので、20 ⑤を準用されたい。

<p>④ 「特定診療費項目」については、<u>短期入所療養介護(病院療養型)</u>と同様であるので、<u>10⑧</u>を準用されたい。</p> <p>⑤ 「リハビリテーション提供体制」については、<u>短期入所療養介護(病院療養型)</u>と同様であるので、<u>10⑨</u>を準用されたい。</p> <p>24 食事提供の状況 「食事提供の状況」については、<u>食費算定表注 1</u> 及び<u>注 2</u> に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。届出に当たっては、(別紙 8)「基本食事サービス費届出書」を添付させること。</p>	<p>(様式) 別紙 1 別紙 2 別紙 3 別紙 4 別紙 5 別紙 6 別紙 7 別紙 8</p>
<p>23 食事提供の状況 「食事提供の状況」については、<u>食費算定表注 1</u> 及び<u>注 2</u> に規定する基準による食事の提供を行う場合に記載させること。届出に当たっては、(別紙 11)「基本食事サービス費届出書」を添付させること。</p>	<p>(様式) 別紙 1 (内容変更有) 別紙 2 別紙 3 別紙 4 別紙 5 (新規) 別紙 6 別紙 7 別紙 8 別紙 9 (新規) 別紙 10 (新規) 別紙 11 ※ 別紙 1、別紙 5、別紙 9 及び別紙 10 については別添。</p>